

## 審査基準

### 1 指定管理者としての適性

(1) 指定管理者としての認識	市の方針、施設の設置目的等を的確に理解し、公の施設の指定管理者となる意義や責務を認識しているか。また、管理運営に対する熱意を十分に持っているか。
(2) 管理運営実績	①同種・類似の施設の管理運営実績はあるか。 ②施設の管理運営に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しているか。 ③共同事業者による申請の場合、それぞれの役割・責任分担が明確になっているか。
(3) 経営基盤の安定性	経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行う能力を有しているか。

### 2 管理運営計画の適確性

#### 有効性

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	①施設の効用を最大限に発揮するとともに、設置目的に沿った成果が得られるよう、適切な運営方針や目標などが定められているか。 ②来場者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。(営業時間、提案事業、自主事業について効果的な提案か。) ③複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られるか。 ④施設及び備品の維持管理に関する考え方は適正であり、効果的な提案がなされているか。また、来場者の視点に立った施設計画(建物内レイアウトや内装、備品の配置等)を実現する提案か。 ⑤施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。また、情報発信の方法が適切で魅力的であるか。 ⑥その他施設の管理運営に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度向上	①利用者の意見を把握し、それを反映できる仕組みがあるか。 ②利用者からの苦情への対応が十分に考えられているか。 ③利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ④その他利用者満足度を向上させるための具体的な提案があるか。

#### 効率性

(3) 指定管理業務に係る費用	①市への納付金が妥当なものであるか。 ②経費を低減するための実施可能な提案があるか。 ③積算根拠が明確であり、適切な収支計画となっているか。 ④利用料金の設定が適切であるか。 ⑤清掃や警備、設備の保守点検等の管理業務について、効率・効果的な提案がなされているか。
-----------------	---

#### 適正性

(4) 管理運営体制など	①施設の管理責任者や管理体制が明確に示されているか。 ②配置する職員数や専門職員の配置が適切であり、雇用・労働条件等が配慮されているか。また、市内からの積極的な雇用に努めているか。 ③職員の資質や能力向上が図られるよう考えられているか。 ④地元貢献(地域経済活性化や地域との連携など)のための具体的な提案がなされているか。 「市内農家、商工業者の所得向上に向けた目標設定や実施方針」「農産物、物産品等の販売において、市内産の取扱額を増やすための方策」「飲食施設において、市内産の食材を活かした展開」等について効果的な提案か。
(5) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	①施設の利用者の個人情報保護するための対策が十分に考えられているか。 ②利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 ③日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ④防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。